

(令和6年4月改訂)

年度更新手続のしおり

(一人親方等・特定作業従事者団体用)

山口労働局 総務部 労働保険徴収室

目 次

1. 提出書類について	1
2. 一人親方名簿	2
3. 給付基礎日額変更申請書	2
4. 特別加入保険料の算定	3
5. 確定保険料の申告及び納付	4
6. 労働保険料算定基礎額総計内訳書	5
7. 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	6
8. 概算保険料の申告及び納付	6
9. 保険料申告書内訳（労働保険事務組合のみ）	7
特別加入保険料算定基礎額月割早見表	8
第2種特別加入保険料率表	9

1 提出書類について

一人親方等団体の特別加入者の労働保険年度更新手続に係る関係書類の提出先及び提出期限等は以下のとおりです。

関係書類については、**期限までに提出されないと給付基礎日額の変更承認が受けられない場合がありますので、提出期限は厳守願います。**

なお、労働保険事務組合に事務を委託している場合は、労働保険事務組合を通じて手続をすることになりますので、事務を委託している労働保険事務組合にご確認ください。

関係書類名	提出部数	提出先	提出期限
①一人親方等名簿	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
②給付基礎日額変更申請書 (特様式第2号) ※変更ある場合のみ提出。 3月中に提出している場合は提出不要	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
③特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 (別紙様式第1号)	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
④労働保険料算定基礎額総計内訳書	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
⑤保険料申告書内訳	労働保険事務組合に委託している団体のみ		
⑥労働保険概算・確定保険料申告書	1部	金融機関(同時納付の場合のみ) 所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
※提出期限については、7月10日が土・日曜日の場合、翌月曜日(7月11日又は7月12日)となります。			

上記①から⑤まで及び「特別加入に関する変更届」は厚生労働省又は山口労働局のホームページからダウンロードすることができます。

2 一人親方名簿

一人親方名簿は、前年度（確定年度）に加入期間が1日でも含まれる者の名簿を作成します。

※作成上の留意点

①一人親方名簿に記載してある「注意」をよくお読みください。

②一人親方名簿の「給付基礎日額」欄については、前年度（確定年度）の給付基礎日額を記載してください。

※様式は山口労働局のHPからダウンロードしてください。

（必要事項の記載があれば、団体が任意に作成した名簿で提出することも可能です。）

3 給付基礎日額変更申請書の作成

既に承認を受けた給付基礎日額について、変更の希望がある場合には、以下の期間中に「給付基礎日額変更申請書」（特様式第2号）の提出が必要となります。なお、当該期間中以外での変更申請は認められませんのでご注意ください。（受付後の訂正はできませんので、正確な記入をお願いします。）

① 前年度の3月2日から3月31日の間

② 年度更新期間（6月1日から7月10日の間）

注1：②の期間での申請の場合、4月1日から「給付基礎日額変更申請書」を行政が受付した日までに災害が発生している場合は、給付基礎日額変更は認められません。

注2：①の期間に給付基礎日額変更の申請をした特別加入者が②の期間中に再度給付基礎日額の変更申請をすることはできません。当年度に加入した特別加入者も年度更新時に給付基礎日額を変更することはできません。

3月に給付基礎日額を変更した者については、年度更新時に再度、日額変更申請書を記載していただく必要はありません。

また、給付基礎日額は、保険料の算定基礎となるばかりでなく、万が一保険給付を受けられる事態が発生した場合の保険給付額の基礎となるものです。

そのため、給付基礎日額は、特別加入者の所得水準に応じた適正な額を申請することとされており、所得水準の調査を行った結果、所得水準と比較して著しく低水準又は高水準な額で申請されていると判断される場合には、適正と認められる額で決定することとなりますので、給付基礎日額は適正な額で申請されますようご留意願います。

4 特別加入保険料の算定

(1) 特別加入保険料の基本的な計算方法

既に承認を受けた給付基礎日額により算定される保険料算定基礎額（「特別加入保険料算定基礎額月割早見表」を参照。）に、第2種特別加入保険料率（「第2種特別加入保険料率表」を参照。）を乗じて得た額が年間の特別加入保険料となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が12,000円の場合（加入月数12か月）。

保険料基礎額4,380,000円

$4,380,000円 \times 17/1000 = 74,460円 \cdots$ 特別加入保険料

(2) 特別加入保険料の特例計算（月割計算）の計算方法

年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者で、届出により承認を受けた者の保険料については、特例として特別加入期間の月数に応じた特例計算（月割計算）が認められています。

特例計算（月割計算）の方法は次のとおりです。

- ① 保険料算定基礎額を12で除します。なお、円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げます。（「特別加入保険料算定基礎額表」中の「1か月あたりの保険料算定基礎額」を参照。）
- ② ①で得た額に加入月数（1か月未満の期間がある場合は、これを1か月に切り上げます。）
- ③ ②で得た額（千円未満は切り捨て。）に、第2種特別加入保険料率を乗じます。これにより得た額が、特例計算（月割計算）保険料となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が14,000円の場合であって、年度途中（10月5日）で脱退した場合の特別加入保険料。

保険料基礎額5,110,000円

① $5,110,000円 \div 12か月 = 425833.33 \cdots = 425,834$ （円未満切り上げ）

② $425,834 \times 7か月 = 2,980,838円$

→2,980,000円（千円未満切り捨て）

③ $2,980,000円 \times 17/1000 = 50,660円 \cdots$ 特別加入保険料

(3) 特別加入者が複数いる場合の保険料の計算方法

特別加入者が複数いる場合の保険料については、特別加入者それぞれの保険料算定基礎額を合計し、この合計の千円未満の端数を切り捨てた額に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率1000分の17）に係る、下記の特別加入者3名の特別加入保険料。

Aさん：1年間を通じて特別加入（給付基礎日額16,000円）

Bさん：10月31日に脱退（給付基礎日額14,000円）

Cさん：11月1日から新規加入（給付基礎日額10,000円）

(1)各人の保険料算定基礎額を算出します。

Aさん：5,840,000円…①

Bさん：2,980,838円（(5,110,000円÷12)×7か月）…②

Cさん：1,520,835円（(3,650,000円÷12)×5か月）…③

(2)上記3名の保険料算定基礎額を合計します。

①+②+③=10,341,673円

(3)上記合計額の千円未満を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額が特別加入保険料となります。

$10,341,000円 \times 17/1000 = 175,797円$

5 確定保険料の申告及び納付

特別加入者に係る確定保険料は、前年度（4月1日から翌3月31日まで）の期間中に継続して加入していた者、年度途中で新規加入した者及び年度途中で脱退した者に係る保険料を計算して、前年度に納付された概算保険料を精算するものです。

精算の結果、前年度に納付された概算保険料より確定保険料が多い場合には、その差額を（新年度概算保険料と併せて）納付することになります。一方、納付された概算保険料より確定保険料が少ない場合には、その差額を新年度概算保険料に充当するか、還付することになります。

保険料の計算方法については、前記4を参照してください。

6 労働保険料算定基礎額総計内訳書

前年度（確定年度）以前から加入していて引き続き当年度以降も継続して加入する特別加入者を、給付基礎日額別に記載してください。

前年度中に加入、脱退した特別加入者については、月割計算に該当しなくても下記7の特例計算対象者内訳へ記入してください。

労働保険料算定基礎額総計内訳書
(一人親方)

一人親方名簿	2枚添付
特例計算内訳	1枚添付

令和5年度 労働 保険 番号	府 県		所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号			
	3	5	1	0	1	6	9	9	9	9	9	0	0
①給付基礎日額	②保険料算定基礎額		③特別加入者数	④ (②×③) 保 険 料 算 定 基 礎 額									
25,000円	9,125,000 円		人	円									
24,000円	8,760,000 円		5	43,800,000									
22,000円	8,030,000 円		1	8,030,000									
20,000円	7,300,000 円		3	21,900,000									
18,000円	6,570,000 円		1	6,570,000									
16,000円	5,840,000 円												
14,000円	5,110,000 円												
12,000円	4,380,000 円												
10,000円	3,650,000 円		1	3,650,000									
9,000円	3,285,000 円												
8,000円	2,920,000 円												
7,000円	2,555,000 円												
6,000円	2,190,000 円												
5,000円	1,825,000 円												
4,000円	1,460,000 円												
3,500円	1,277,500 円												
小 計			11	83,950,000									
(特例計算対象者内訳：別紙様式第1号) の合計 (人数は平均値)			10	10,463,336									
合 計			21	94,413,336									

労働保険番号ごとに作成してください。

給付基礎日額ごとに、人数及び②×③の金額を記入してください。

特例計算対象者内訳の合計金額、平均人数を記入してください

令和6年6月10日

郵便番号(***-****)

電話番号(***-****-****)

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

団 体

名 称 一人親方団体〇〇

7 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

前記4の(2)により、年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者については、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」(別紙様式第1号)を作成しなければなりません。

この様式は、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して所轄労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室に提出(郵送可)してください。

注) 年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者とは

確定年度の4月1日から翌年3月31日の期間中に、新規加入した者、脱退した者のことです。算定期間が12か月であっても年度内に異動があった場合はこちらに算入してください。

(脱退するにはその都度変更届が必要です。)

別紙様式第1号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

西暦4ケタで入力してください。 → 2023 年度分

1 枚のうち 1 枚目

西暦4ケタで入力してください。(以下の欄も同様) → 労働保険番号

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額		特例による保険料算定基礎額
						円	円	
1	〇〇 〇〇	18,000	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日	①加入 ②脱退、自動消滅等	12月	547,500	6,570,000	
2	×× ××	16,000	2023年6月30日 ~ 2024年1月1日	①加入 ②脱退、自動消滅等	8月	486,667	3,893,336	

8 概算保険料の申告及び納付

特別加入者に係る概算保険料は、引き続き継続して加入する者及び新たに加入する者に係る保険料を計算して、納付するものです。

ただし、当年度の概算保険料算定基礎額総計が、前年度の確定保険料算定基礎額総計の100分の50以上で100分の200以下である場合は、前年度の保険料算定基礎額総計を当年度の保険料算定基礎額総計として記入します。

なお、概算保険料の年度途中の増額減額の訂正申告についても、上記の基準を満たす場合であって、かつ、保険料の差額が13万円未満の場合は原則不要となります。

概算保険料が 20 万円以上になった場合には、3 回に分割して納付することが認められています。これを「保険料の延納」といいます。保険料の延納を希望する場合には、「労働保険概算・確定保険料申告書」の「⑰延納の申請」欄に『3』を記入の上、「⑳期別納付額」欄の第 1 期から第 3 期の納付額を計算して記入してください。

概算保険料が 20 万円未満の場合には、保険料の延納は認められないので一括して納付することになりますが、労働保険事務組合に事務処理を委託している一人親方等団体については、概算保険料が 20 万円未満であっても保険料の延納が認められています。

9 保険料申告書内訳（労働保険事務組合のみ）

（一人親方等団体から事務処理の委託を受けている労働保険事務組合のみ）

「保険料申告書内訳」（組様式第6号（乙））は、労働保険概算・確定保険料申告書に記載する申告額の内訳を記入するものです。

労働保険事務組合が作成し、前記5と同様、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して提出することになります。

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049
(3,000)	1,095,000	91,250	182,500	273,750	365,000	456,250	547,500	638,750	730,000	821,250	912,500	1,003,750
(2,500)	912,500	76,042	152,084	228,126	304,168	380,210	456,252	532,294	608,336	684,378	760,420	836,462
(2,000)	730,000	60,834	121,668	182,502	243,336	304,170	365,004	425,838	486,672	547,506	608,340	669,174

注) 給付基礎日額の()は家内労働者のみ適用

<参考資料>

第2種特別加入保険料率表

令和6年4月1日施行

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類		特別加入 保険料率
特1	自動車等を使用して行う旅客又は貨物の運送事業	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という） 第46条の17第1号の事業	11/1000
特2	建設の事業	労災則 第46条の17第2号の事業	17/1000
特3	漁船による水産物植物の採捕の事業	労災則 第46条の17第3号の事業	45/1000
特4	林業の事業	労災則 第46条の17第4号の事業	52/1000
特5	医薬品の配置販売の事業	労災則 第46条の17第5号の事業	6/1000
特6	再生資源取扱いの事業	労災則 第46条の17第6号の事業	14/1000
特7	船員法第1条に規定する船員が行う事業	労災則 第46条の17第7号の事業	48/1000
特8	柔道整復師が行う事業	労災則 第46条の17第8号の事業	3/1000
特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者が行う事業	労災則 第46条の17第9号の事業	3/1000
特10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業	労災則 第46条の17第10号の事業	3/1000
特11	歯科技工士が行う事業	労災則 第46条の17第11号の事業	3/1000
特12	指定農業機械作業従事者	労災則 第46条の18第1号口の作業	3/1000
特13	職場適応訓練受講者	労災則 第46条の18第2号イの作業	3/1000
特14	金属等の加工、洋食器加工作業	労災則 第46条の18第3号イ又は口の作業	14/1000
特15	履物等の加工作業	労災則 第46条の18第3号ハの作業	5/1000
特16	陶磁器製造の作業	労災則 第46条の18第3号ニの作業	17/1000
特17	動力機械による作業	労災則 第46条の18第3号ホの作業	3/1000
特18	仏壇、食器の加工作業	労災則 第46条の18第3号ヘの作業	18/1000
特19	事業主団体等委託訓練従事者	労災則 第46条の18第2号口の作業	3/1000
特20	特定農作業従事者	労災則 第46条の18第1号イの作業	9/1000
特21	労働組合等常勤役員	労災則 第46条の18第4号の作業	3/1000
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	労災則 第46条の18第5号の作業	5/1000
特23	芸能関係作業従事者	労災則 第46条の18第6号の作業	3/1000
特24	アニメーション制作作業従事者	労災則 第46条の18第7号の作業	3/1000
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	労災則 第46条の18第8号の作業	3/1000

<参考>

事業主の皆さまへ

労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

第2種特別加入保険料率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000